

平成27年12月7日

答申第641号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、『再検討の求め』に対し審議委員会への諮問なしにNHKが『別物』で開示処理とした規程上の根拠の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は作成しておらず、文書は存在しないため開示することができないとした。

なお、諮問前の開示について、NHK情報公開マニュアルの該当部分を情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

なお、当該「再検討の求め」に対し、審議委員会への諮問なしに開示処理した規程上の根拠はNHK情報公開規程第19条2号である。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年12月7日（第229回審議委員会）

第662号諮問、審議、答申